

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度札幌市戸籍総合システム仮想基盤更改等業務
発 注 課	デ) スマートシティ推進部住民情報課
選 定 事 業 者	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部北海道支社公共営業部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本市が使用している戸籍総合システムは、上記事業者とソフトウェア利用許諾契約を締結して利用しているが、同契約第3条において、ソフトウェアを利用できるハードウェアが指定されており、その変更には事前の承諾が必要とされている。このたび、同社へハードウェアの変更について確認を実施したところ、別添のとおり機器更新・役務作業にはシステム環境設計及びソフトウェア詳細設定を熟知した同社SEによる作業実施が条件とされたところである。 よって、本市において継続して戸籍総合システムを使用するためには上記事業者による機器更新等作業の実施が必須とされていることから、本件作業を実施できるのは上記事業者のみである。ゆえに、同地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記事業者との随意契約(特定)とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
決 定 日	令和6年 12月 9日